

奈良県告示第九十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県中和土木事務所長から報告があつた。

平成三十年六月五日

奈良県知事 荒井正吾

一 指定の場所（平成三十年四月二十六日現在の地番による。）

桜井市大字谷四五六番、四五七番、四六九番三、四七〇番三及び四七一番三の各一部

二 申請者氏名 内本高雄

三 申請者住所 北葛城郡広陵町大字疋相二五五番地二二

四 道路の幅員 六・〇〇メートル

五 道路の延長 三〇・八九メートル

六 指定年月日 平成三十年五月十日

七 指定番号 中土第三〇〇一号